

社会福祉法人の皆さま 役員個人に対する 訴訟リスクへの備えは 十分ですか



D&O保険は、
法人経営に伴い発生する損害賠償責任から役員をお守りします。

役員の個人資産
を守る保険です。

言いがかり的な
訴訟にも
備えることができます。

損害賠償請求がなされる前の
弁護士への
相談費用等も補償します。

役員は「**経営の専門家**」として一般の職員より重い責任を負っています。
役員個人として訴えられた場合等には、役員自身が損害賠償金や弁護士費用を負担する必要があります。

個人の財産を守り、社会福祉法人の役員としての業務を安心して継続いただくため、
D&O保険での補償をおすすめします。

◆社会福祉法人の役員には、「第三者に対する損害賠償責任」と「法人に対する損害賠償責任」を負う
リスクがあります。

第三者に対する 損害賠償責任	第三者訴訟	社会福祉法人の役員等が職務を行うにあたって悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合に、第三者が損害賠償を求める訴えを提起するもの。
法人に対する 損害賠償責任	法人訴訟	社会福祉法人の役員等が社会福祉法人に損害を与えた場合に、社会福祉法人が損害賠償を求める訴えを提起するもの。

◆役員の皆さまと法人に必要な補償をパッケージ化し、充実の補償でお守りいたします。

■D&O保険では「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」をご用意しています。

ベーシックプランでは **第三者訴訟** を、
ワイドプランでは加えて **法人訴訟** **被保険者間訴訟** も補償します。

■役員に対する補償以外にも、必要な補償をご用意しています。

役員に対する補償
法律上の損害賠償金・争訟費用
その他の「役員費用」

会社訴訟に対する補償
不祥事発生後の各種「会社費用」

会社補償に対する補償
会社が役員の負担する損害に対して
補償した場合の補償責任を補償

その他の補償
緊急費用補償、社外派遣役員、延長
通知期間、退任役員延長補償等

+

オプション特約
上乗せ限度額補償特約
(役員の相続人用)

◆主なご契約条件は以下のとおりです。

被保険者	記名法人のすべての役員(理事、監事)および 評議員、施設長ならびにこれらに準ずる者、退任役員、役員の相続人、社外派遣役員
保険契約者(記名法人)	貴法人
適用地域	全世界(一部日本国内のみまたは国外のみ対象)
先行行為	初年度契約の始期日以前の行為も補償

- このチラシは「【社会福祉法人用】会社役員賠償責任保険(D&O保険)定型プラン」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「【社会福祉法人用】会社役員賠償責任保険(D&O保険)定型プランのご案内」および「重要事項のご説明契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業開発課
MS&AD INSURANCE GROUP
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL:050-3460-9096

●ご相談・お申込先
取扱代理店
株式会社福祉医療共済会
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-12-22 渋谷プレステージ5F
TEL:03-5466-0881